

アダルトビデオ出演契約書

第1条（目的）

女優名：_____本名：_____（以下、「本件女優」といいます。）は、「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」（以下、「本法律」といいます。）を認識・理解した上で株式会社【メーカー名を入力。個人で制作している場合は、個人名（屋号がある場合は屋号と個人名）を記載】（以下、「制作者」といいます。）が制作・撮影・編集・販売・流通・公表・自動公衆送信（インターネットなどによるダウンロード等）する映画・写真の著作物である「性行為映像制作物」（いわゆるアダルト・ビデオ（AV））に出演し撮影されること、及び本作品を制作者又は制作者の指定する第三者が販売・流通・公表・自動公衆送信することに関し、十分に理解した上、自らの自由な出演意思に基づき、第3条の本作品に出演することを承諾して、本契約を締結します。本契約は、本件女優と制作者の双方が納得する作品作りを行うことを目的とします。

第2条（出演承諾）

1. 本件女優は、制作者より、第3条で定める本作品について、台本あるいはシナリオ等の具体的内容を開示され確認し、また、自らが制作者との間で締結する本出演契約書（以下、「本契約書」といいます。）の案文を示され、その内容及び本法律第5条所定事項の説明を受け、自らに支払われることとなる出演料についても十分に理解した上で、事業者として自らの意思に基づいて本作品に出演することを承諾します。
2. 本件女優は、本作品に出演することを承諾するにあたり、制作者、その他第三者から事実と反する説明（例えば、AVに出演するのではなく、モデルになれる等の事実と反する説明）をされたり、何らかの理由により出演を強要されたり、違約金請求などの脅迫を受けたこと、あるいは、これらの事情を言うなど制約されたことは一切ありません。
3. 本件女優は、制作者、その他第三者から、本契約の締結に至るまでの間、いわゆるアダルト・ビデオ（AV）に出演をするような斡旋を受けたことは一切ありません。
4. 本件女優は、本契約を締結した後であっても、出演を取りやめる権利を有し、その権利行使には、本件女優が実際に制作者より受領した出演料及びこれに対する民法所定の利率による受領時からの利息の返金を超えて何らの負担がないことを理解しました。
5. 本作品公表後の出演契約の任意解除等については、本契約に関連した説明書面で説明を受けたとおり、本法律第13条、同附則に定められた期間にできることを制作者が提供した法文の写しに基づく説明により理解しました。
6. 本件女優以外の本法律による解除権を行使し得る出演者が本法律第13条に基づく解除権を行使した場合でも、制作者は本件女優との関係でも本契約を本契約に基づく権利

行使として解除することが出来、その場合には本件女優は制作者より受領した出演料及びこれに対する民法所定の利率による受領時からの利息を制作者に返金する義務が本契約に基づき認められること、契約解除後も本条項は効力を有すること、これらの措置が「出演料詐欺」等の不祥事を予防するためにやむを得ないことを全て理解して承諾しました。なお、制作者が本契約を解除した場合、撮影開始前、撮影開始後に関わらず、出演料の取扱いについては、本件女優及び制作者で協議の上（撮影開始後は、本件女優の役務を金銭評価して）支払額を決するものとします。

第3条（本作品の内容）

本作品は、性行為（性交若しくは性交類似行為又は他人が人の露出された性器等（性器又は肛門をいう。）を触る行為若しくは人が自己若しくは他人の露出された性器等を触る行為）に係る人の姿態を撮影した映像並びにこれに関連する映像及び音声によって構成され、社会通念上一体の内容を有するものとして制作された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）又はこれに係る記録媒体であって、その全体として専ら性欲を興奮させ又は刺激する「性行為映像制作物」であり、本件女優は、下記のとおり、本作品において、性行為に係る姿態の撮影の対象となり、いわゆるアダルト・ビデオ（AV）の映像、画像における演技を行い、本作品に出演します。

記

作品名：

撮影予定日時：

撮影予定場所：

本件女優の性行為に係る姿態の具体的内容：

（例⇒添付の台本・シナリオ記載のとおり）

本件女優の性行為に係る姿態の相手方：

本作品の公表の具体的方法及び期間：

公表期間は 20※※年※月※日から 20* *年※月※日の5年間とする。

以降は、1年ごとの自動更新とする。但し、前述の公表期間5年間を経過し、出演者が公表の停止を求めた場合には、公表停止を求めた日から1ヶ月を経過した日までとする。

本作品を公表する国名又は地域名：

本作品の公表を行う者：

その他、上記に加え、出演者に通知の上、新しい公表先（媒体）を加えることがあります。その際の通知方法は、出演者にメールなどで伝える、及び制作者のホームページ、SNSなどで新しい公表先の情報を公開する

こととなります。新しい公表先の可否については、本契約第15条に従い本件女優が記入した連絡先に連絡をして同意を取らなければなりません。

第4条（支払条件）

本作品に対する本件女優への出演料の支払条件等は以下のとおりとします。

出演料：金 円（消費税額を含む）
（源泉徴収税金 円を報酬支払時に差し引く）

支払日：本作品の撮影完了後に、制作者の手元に請求書が届いてから____日以内に本件女優の指定する金融機関の口座宛に振り込む方法により支払うものとします。振込手数料は、制作者の負担とします。なお、本件女優本人以外の金融機関の口座を指定し支払う際には、本契約締結後に別途支払先指定の契約を取り交わすこととなります。

第5条（本作品の販売等）

1. 本件女優は、本作品の制作のために撮影した映像等について、第3条記載の内容を逸脱しない範囲で制作者がこれを自由に編集し、本作品を制作し、外国語翻訳による字幕版の制作、外国語吹き替え版制作、複製、頒布、放映、上映（クロード・サーキット・テレビジョン・システム方式を含む）、自動公衆送信（インターネット等によるダウンロード等）、貸与および販売することを承諾します。ただし、本作品の公表の具体的方法及び期間は、第3条のとおりとします。
2. 本件女優は、本作品について、第1項に定める頒布、放映、上映、自動公衆送信、貸与及び販売が日本国内外で行われることを承諾します。ただし、その利用方法及び利用場所並びに国内外にかかわらず、日本国内の法律、制作者が本作品の審査を依頼した審査団体の受審査時の公序良俗及び倫理基準等に違反しない場合、本件女優のイメージ及び人格権を侵害しない場合並びにモザイク等のないいわゆる無修正作品を制作、販売しない場合に限ります。
3. 制作者は、本作品の公表が行われるまでの間に、本件女優に対し、本契約に基づいて撮影された映像のうち本件女優の出演に係る映像であって公表を行うものを確認する機会を与えなければなりません。
4. 本作品は、本作品に係る全ての撮影が終了した日から4か月を経過した後でなければ、公表することができません。

第6条（本件女優の肖像の使用）

1. 本件女優は、本作品における本件女優の肖像権及びパブリシティ権を制作者が利用する許諾期間が、下記のとおりであることを承諾します。なお、本件女優は、許諾期間が終了前後を問わず著作権（著作隣接権は除く）が著作権法上制作者にあること、その著

作権行使の判断は本法律第13条による解除後も含め制作者の任意に委ねられていること、本条項は契約解除後も効力を有することを理解しました。

記

許諾期間：撮影開始日から起算して5年4ヶ月とする。

以降は、1年ごとの自動更新とする。

但し、前述の許諾期間5年4ヶ月を経過し、出演者が公表の停止を求めた場合には、公表停止を求めた日から1ヶ月を経過した日までとする。

2. 本件女優は、本作品の公表後、本作品の広告宣伝・ダイジェスト版の作成のために、制作者が本件女優の芸名、肖像、筆跡、経歴などを無償で使用することを承諾します。
3. 本件女優は、本作品について、制作者に対して一切の著作隣接権を使用許諾するとともに、女優名を表示させ、および本作品の同一性を損なわない範囲において改変、編集および加工（翻訳、字幕の追加は含まない）することを独占的に許諾し、また、前項においても同様とします。
4. 制作者は、本作品を利用した総集編・オムニバス作品等映像作品（ただし、本作品そのものへの編集行為を行なわれずに作品の同一性が維持される単なるバルク販売ないしリニューアル等（技術の進歩による映像の鮮明化等）はこれに含まれない。）を新たに制作販売する際には、本件女優との間で、別途、契約を締結するものとし、その契約における報酬額及び支払方法は、特定非営利活動法人知的財産振興協会などが策定する支払いに関する規則に則って定めることにします。
5. 制作者は、作品にならなかった部分を含めて、映像、特に本作品にて撮影されたモザイク編集がされていない動画、写真について、善良な管理者の注意をもって取扱い、本件女優の同意なくこれらが第三者に漏洩した場合は本件女優に対して損害賠償責任を負います。

第7条（宣伝活動およびパブリシティ）

制作者は、第3条の範囲で、本作品の価値を最大限に高めるために必要かつ適切と考えるネット上またはその他の広報および宣伝活動（以下「宣伝活動」という。）を行うことができるものとします。また、本件女優は、制作者の宣伝活動に関して、肖像権の使用を許諾し、また、合理的な範囲で、これに協力することを承諾します。

第8条（出演の拒絶）

1. 本件女優は、本作品への出演に係る撮影において、本契約において定められている性行為に係る姿勢の撮影であっても、その全部又は一部を拒絶することができます。
2. 制作者は、前項の拒絶によって制作者又は第三者に損害が生じたときであっても、本件女優に対し、損害賠償を請求することはできません。

3. 第1項の拒絶が撮影の全部を対象とするときは、本契約第2条第4項の出演取りやめであり、本件女優の拒絶の意思表示によって本契約は解除されるものとします。この場合、本件女優は、制作者より受領した出演料及びこれに対する民法所定の利率による受領時からの利息の返金を超えて何らの責任を負いません。返金する額については、制作者が本件女優の役務を金銭評価した額と出演料及び利息を相殺した金額となります。
4. 第1項の拒絶が撮影の一部を対象とする場合でも、制作者がその一部の撮影がないと本作品を完成させることができないと判断するときは、前項と同様に本契約は解除されるものとし、制作者がその一部の撮影を欠いても本作品を完成させることができると判断するときは、拒絶対象を除いて本作品への出演に係る撮影を継続するものとします。

第9条（保証等）

1. 本件女優は、制作者に対し、本件女優が18歳未満でないことを保証し、公的な身分証による証明を求められた場合にはこれに応じます。
2. 本件女優は、制作者に対し、本件女優が本契約書締結時点において、本件女優の知る限り、妊娠、性感染症に感染していない事を保証し、また、撮影終了日までその状態を維持して身体及び健康に支障のない限度において、妊娠および性感染症を防ぐ義務（生理、危険日の把握、体調管理などの徹底）を負うものとします。
3. 制作者は、本作品の出演者間における性感染症の罹患を防止する為、合理的な対策を行う義務を負うものとします。
4. 制作者の事前の書面による許可なく、本件女優が本契約書締結日以降に自らの意思に基づき、あるいは、身体および健康に支障のない限度の合理的な努力を怠ったことにより、制作者が指定した外見イメージを大きく変えた場合（髪染め、日焼け、整形、豊胸、刺青、妊娠、過度な体重の増減、その他大幅に外見を変えるなど）、本件女優は、撮影に影響が出ないようにこれを是正するように努める義務を負うものとします。
5. 本件女優及び制作者は、相手方に対し、現在又は過去5年以内において、自己並びに自己の役員及び実質的に経営を支配している者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者に該当しないことを保証します。
6. 本件女優は、過去に法律上問題になりうる、あるいはなつた素行、及び過去の出演状況等について、制作者が合理的な範囲で、かつ社会通念上相当な方法で調査することについて同意します。
7. 本条各項の保証に違反した場合、第4項違反を除き本契約に基づく債務履行（本契約違反）となり、制作者による法的措置の対象となり得ることを理解したことを保証します。

第10条（守秘義務及び個人情報保護）

1. 本件女優は、制作者の事前の書面による承諾なくして、本作品の公表以前における本作品の内容に関する情報を第三者（弁護士と官公庁については、本件女優が提供する本作品の公表以前における本作品の内容が法律上の守秘義務の対象になることを相談開始前に明確に伝えた場合には除く）に開示、漏えいしないものとします。
2. 制作者は、本件女優の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。）所定の個人情報をいう。）について、個人情報保護法その他の法令及び所管官庁の指針等（個人情報保護法に関して個人情報保護委員会が定めるガイドラインを含むがこれに限られません）に基づき適正に取り扱います。特に、制作者は以下の義務に留意しなければなりません。
 - ① 利用目的の特定、通知等及び利用目的の制限（個人情報保護法17条、18条及び21条等）
 - ② 安全管理措置（従業者並びに委託先の監督、漏えい等の報告等を含み、同法23条ないし26条等）
 - ③ 第三者提供の制限（外国にある第三者への提供の制限を含み、同法27条ないし28条等）
 - ④ 保有個人データの本人からの開示等の請求等（苦情の処理を含み、同法33条ないし40条等）
3. 本件女優は、本契約の範囲内で、制作者が要配慮個人情報（前条第2項に関して取得する病歴、前条第6項に関して取得する前科等を含むがこれらに限られません）を取得し取り扱うことに同意します。
4. 制作者における個人情報の取扱いに関する義務は、法令に基づき、本契約の終了にかかわらず存続します。

第11条（損害賠償責任等）

1. 本件女優は、第2条第4項の出演取りやめ、第8条の出演拒絶、本法律に定める出演契約の取消しあるいは解除の場合には何ら損害賠償責任を負いません。
2. 本件女優は、出演に際し、自らの故意または重過失により物品を毀損するなど、制作者に対して損害を与えた場合は、その生じた損害を賠償するものとします。
3. 制作者は、自らの故意または過失により本件女優に対して損害を与えた場合、本件女優に対し、その生じた損害を賠償するものとします。なお、撮影、撮影現場の準備、管理、運営等に関与している者の故意過失については、制作者の故意過失として扱い、制作者が損害賠償責任を負うものとします。
4. 前2項に定める損害賠償の範囲は、別途規定がある場合を除き、通常生ずべき損害としますが、特別の事情により生じた損害であっても、損害を与えた当事者（以下「被請求者」という。）がその事情を予見することができたものについては、その範囲に含まれるものとします。被請求者は、相手方が支出した合理的な弁護士費用その他の費用を負担するものとします。

5. 制作者がAV人権倫理機構指定の審査団体の審査に合格しない作品を流通させた場合、本件女優の意思に反したものとみなし、また故意により本契約書第5条第2項に定める女優のイメージ及び人格権を侵害したものとみなします。

第12条（本作品の販売差止め及び販売中止）

1. 本件女優は、本法律に基づき、本契約の取消もしくは解除をしたときは、本作品の販売等の公表の停止又は予防を請求することができます。
2. 本件女優が、本法律に基づき本契約の取消もしくは解除したとき、制作者に対する損害賠償義務を負うことはありませんが、制作者より受領した出演料及びこれに対する民法所定の利率による受領時からの利息を返金しなければなりません。ただし、出演料の返金をしないと本契約の取消もしくは解除ができないものではなく、取消もしくは解除した後で、出演料を返金することになります。なお、返金する額については、制作者が本件女優の役務を金銭評価した額と出演料及び利息を相殺した金額となります。
3. 制作者が本件女優又は第三者から本作品の販売・配信・レンタル等（以下、「販売等」という。）の差止め、販売等の中止、肖像権またはパブリシティ権等の侵害による損害賠償請求等を求められた場合には、制作者のみの判断によって本作品の販売等を中止することができます。

第13条（作品販売等停止申請制度の利用）

1. 本件女優は、本法律の定めとは別途、本契約の有効期間中、契約終了後を問わず、AV人権倫理機構の「作品販売等停止申請制度」を利用することができます。また、制作者は、本件女優による同制度の利用を法的、事実上を問わず、これを妨げません。
2. 本件女優は、AV人権倫理機構の「作品販売等停止申請制度」による販売等の停止がなされる場合、別途同意しない限り出演料は返金する必要はありません。ただし、「作品販売等停止申請制度」による販売等の停止後に本法律第13条に基づく解除権を行使した場合はその限りではありません。

第14条（準拠法、協議解決および裁判管轄）

1. 本契約書は、日本国法に準拠し解釈され、本契約書の内容に疑義が生じまたは本契約書に定めのない事項については、本法律の趣旨に従い、本件女優と制作者各々が誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとします。

また、結婚など本件女優の生活環境の変化により本作品の販売停止等を相談したい場合は、AV人権倫理機構の「作品販売等停止申請書」（URL:

<https://www.avjinken.jp/form.php>）を利用して、その判断を仰ぐことが出来ることを理解いたしました。なお、制作者は、本件女優と解決による和解合意をする際、守秘義務の対象は、本人の特定に繋がる情報、支払った和解金の額等の必要最小限度に限定することになります。

2. 本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続を含む）は、被告の住所地または本社所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第15条（連絡先の明示）

1. 本件女優は、制作者からの連絡、通知を受けることが出来る本件女優本人の連絡先（電話番号、メールアドレス、LINE アドレスなど）を本契約書に記載をするものとします。
2. 制作者は、前項の本件女優本人の連絡先については、第3条第1項にある公表期間の更新及び新たな公表先の通知、第5条第3項にある公表を行う映像を確認する機会の通知、第6条第1項にある許諾期間の更新の通知、同条第4項にある総集編・オムニバス作品の制作時の通知、のみに使用するものとし、連絡先情報を厳重に管理します。万一、目的外の使用や漏えいがあった場合には、第11条に抵触し、制作者が損害賠償責任を負うこととなります。
3. 制作者も同様に本件女優からの連絡、通知を受けることが出来る連絡先（電話番号、メールアドレス、LINE アドレスなど）を本契約書に記載をするものとします。
4. 本件女優及び制作者は、本契約書に記載した連絡先に変更が生じた際には、速やかに相手方へ新たな連絡先を伝えることとします。
5. 制作者から本件女優に対する通知、連絡等は、本条第1項ないし同第4項の連絡先にすれば足りるものとします。
6. 本条項は第3条に記載の公表期間の終了後も効力を有することを理解しました。但し、本法律13条に基づく解除権を行使した場合は、その限りではありません。

第16条（契約の失効）

本契約以前に締結されたプロダクション、メーカー間の出演契約については、既に効力が無いことを双方で理解しました。

＝以下余白＝

